

第九十六回国会

参議院運輸委員会會議録第二号

昭和五十七年三月十一日(木曜日)
午後零時十分開会

委員の異動

十二月二十一日

江藤 智君

補欠選任
原 文兵衛君

十二月二十二日

江島 淳君

補欠選任
中西 一郎君

内藤 健君

金丸 三郎君

原 文兵衛君

伊江 朝雄君

十二月二十三日

竹田 四郎君

加瀬 完君

中西 一郎君

江島 淳君

金丸 三郎君

内藤 健君

目黒今朝次郎君

矢田部 理君

加瀬 完君

竹田 四郎君

十二月二十四日

矢田部 理君

補欠選任
目黒今朝次郎君

一月二十二日

目黒今朝次郎君

補欠選任
青木 新次君

二月九日

小笠原貞子君

補欠選任
近藤 忠孝君

二月十日

近藤 忠孝君

補欠選任
小笠原貞子君

出席者は左のとおり。

委員長 桑名 義治君

理事 井上 裕君

委員

山崎 竜男君

小柳 勇君

黒柳 明君

江島 淳君

梶原 清君

高平 公友君

内藤 健君

安田 隆明君

山本 富雄君

青木 新次君

広田 幸一君

小笠原貞子君

柳澤 鍊造君

小坂徳三郎君

鹿野 道彦君

大塚 秀夫君

杉浦 喬也君

松井 和治君

村上 登君

高木 文雄君

高木 養根君

○参考人の出席要求に関する件
○運輸事情等に関する調査
(運輸行政の基本施策に関する件)
(昭和五十七年度運輸省及び日本国有鉄道の予算に関する件)
(羽田沖における日本航空機墜落事故に関する件)

○委員長(桑名義治君) ただいまから運輸委員会を開会いたします。
まず、理事の補欠選任についてお諮りいたします。
現在、理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。
理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(桑名義治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(桑名義治君) 小委員会を設置に関する件を議題といたします。
国鉄の財政再建等に関する諸問題の調査のため、小委員十名から成る国鉄問題に関する小委員会を設置することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(桑名義治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(桑名義治君) 運輸事情等に関する調査を議題といたします。
まず、運輸行政の基本施策に関し、運輸大臣から所信を聴取いたします。小坂運輸大臣。
○国務大臣(小坂徳三郎君) 運輸行政の基本方針につきましては所信を申し述べます前に、一言申し上げたいと存じます。
私は、安全の確保が運輸行政の基本的な課題であると確信して、従来から安全対策に最大限の努力を傾注するよう関係者を指導してきたところでありますが、先般、日本航空機墜落事故等が相次いで発生したことはまことに遺憾に存する次第で

黒柳明君、小笠原貞子君、柳澤鍊造君及び田英夫君、以上十名を指名し、小委員長に山崎竜男君を指名いたします。
なお、小委員及び小委員長の辞任の許可及びその補欠選任、並びに小委員会から参考人の出席要求がありました場合の取り扱いにつきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(桑名義治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(桑名義治君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
運輸事情等に関する調査のうち、羽田沖における日本航空機墜落事故に関する件の調査のため、本日の委員会に日本航空株式会社代表取締役社長高木養根君を参考人として出席を求めることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(桑名義治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(桑名義治君) 運輸事情等に関する調査を議題といたします。
まず、運輸行政の基本施策に関し、運輸大臣から所信を聴取いたします。小坂運輸大臣。
○国務大臣(小坂徳三郎君) 運輸行政の基本方針につきましては所信を申し述べます前に、一言申し上げたいと存じます。
私は、安全の確保が運輸行政の基本的な課題であると確信して、従来から安全対策に最大限の努力を傾注するよう関係者を指導してきたところでありますが、先般、日本航空機墜落事故等が相次いで発生したことはまことに遺憾に存する次第で

あります。

航空機墜落事故につきましては、現在、事故原因の究明に全力を挙げるとともに、日本航空に対し立入検査を実施し、乗務員の健康管理等を主たる内容とする安全確保のための業務改善について勧告を行ったところであり、また、登録ホテル、旅館につきましても、防災施設の改善状況につきまして立入検査を実施したところであります。さらに、目下、各交通機関の関係者等に対して安全総点検を実施させているところであり、今後、かかる事故が起らないよう安全の確保には万全を期してまいりたいと考えております。

先般の航空機事故等に関しましてのその後の対応につきましても、以上のとおりでございます。それでは、運輸行政の基本方針につきまして所信を申し述べさせていただきます。

第九十六回国会に臨みまして、当面の運輸行政の諸問題に関し所信の一端を申し述べ、各位の御理解と御支援をお願いいたしたいと存じます。

現在、わが国では、政府の最重要課題として行政改革に取り組んでいるところでありますが、経済面では、国内需要の拡大と調和ある対外経済関係の形成を図ることにより、安定した経済成長を着実に維持していくことが求められております。

このような情勢の中で、運輸行政の分野におきましても、陸海空の各交通機関がそれぞれの特性を発揮できるような効率的な交通体系の形成が一層望まれるとともに、交通部門が今後とも国土開発や地域社会づくり、さらには経済発展の基盤として重要な役割を果たしていくよう、長期的視点に立った着実かつ計画的な整備が必要であります。

幸い、昨年の七月には、運輸政策審議会から「長期展望に基づく総合的な交通政策の基本方向について」の答申を受けたところでありますが、今後は、これを行政の指針とし、よりよい交通体系の実現を目指して各般の運輸施策を展開していく考えであります。

これらの施策の展開に当たりまして、特に配慮

しなければならないのは交通安全の確保であります。私は、就任以来、現場の第一線で仕事をされている交通関係者に対し事故防止を呼びかけてまいりましたが、今後とも、人命の尊重が何物にも優先するとの認識のもとに、交通安全の確保には万全を期してまいりたいと考えております。

以上、運輸政策の推進に当たっての私の基本的な考え方を申し上げましたが、当面の諸問題につきましても、次の方針により、所要の施策を積極的に実施してまいりたいと考えております。

まず第一に、日本国有鉄道の再建であります。各交通機関の特性を生かした効率的な交通体系の形成を進めていくためには、国鉄が国の基幹的交通機関としてその機能を十分発揮することが必要であり、そのために、国鉄の再建はぜひとも達成しなければならぬ緊急の課題であると考えております。

このため、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法に基づき、昨年五月に承認された経営改善計画に従って、経営分野の重点化を図り国鉄経営の全体について減量化施策を進めることにより、昭和六十年年度において職員三十五万人体制を実現するなど国鉄自身の徹底した経営改善努力を求めるとともに、適時適切な運賃改定、これらを補完する国の行財政上の措置等を総合的に実施することにより、昭和六十年年度までに健全経営の基盤を確立することとしたいと考えております。また、国鉄経営の重点化を進める上で重要な課題である地方交通網対策につきましても、地域住民を初め関係者の十分な理解を得られるよう格段の努力を払いつつ、その実施を図ってまいりたいと考えております。

国鉄の再建を図るためには、労使一体となって経営改善に取り組むことが重要であり、健全な労使関係が確立されるよう全力を尽くしてまいりたいと考えております。

第二に、運輸関係社会資本の整備であります。わが国の産業活動や国民生活の基盤である運輸関係社会資本につきましては、着実にその整備を推進し、全国的な交通体系の形成を図ってまい

所存であります。特に、港湾、海岸、空港の整備につきましても、昨年末にそれぞれ昭和五十六年度を初年度とする新たな五カ年計画が決定され、この計画に基づき事業を実施していくこととしております。

まず、港湾につきましては、海上輸送需要増加への対応、エネルギーの安定供給の確保、地域振興のための基盤の強化等を図る観点から、引き続き国内流通拠点港湾、エネルギー港湾、地方、離島の港湾の整備等を推進することとしております。また、港湾内の海岸を保全するため、海岸事業を着実に推進してまいります。

空港につきましては、将来の航空輸送需要に適切に対応できるよう、長期的観点に立つて、航空輸送網の整備を進める必要があります。とりわけ、輸送網の中核をなす首都圏、近畿圏の空港の整備は緊急の課題でありますので、新東京国際空港の機能の充実を図るとともに、東京国際空港の沖合い展開を進め、さらに、関西国際空港建設計画につき関係省庁並びに地元公共団体との話し合いを積極的に行い、その推進のため、格段の努力を払う所存であります。

新幹線鉄道につきましては、本年六月に東北新幹線、十一月に上越新幹線の大宮開業を予定しているほか、引き続き都心乗り入れを推進することとしております。また、整備新幹線につきましても、環境影響評価を速やかに実施し、その他所要の調査を進め、国鉄財政再建の進捗状況、事業採算性等を慎重に検討するとともに、公的助成及び地域負担の程度、方法の整備を進め、これを待って工事に着手することとしております。

第三に、地域交通政策の推進であります。地域交通は、新しい地域社会づくりの基盤となるべきものであり、今後とも、地方公共団体と協力しつつ、地域ごとに策定される交通計画を指針として、効率的で質の高い地域交通体系を形成してまいり所存であります。すなわち、都市交通の分野におきましては、都市高速鉄道、都市バス等の整備改善を進め、公共交通機関を中心とする交

通体系の確立を図る考えであります。地方交通の分野におきましては、地方バス、中小民鉄、離島航路に対する助成を行い地域住民の生活基盤として不可欠な公共交通の維持を図るなど、日常生活に必要な輸送サービスの確保に努めてまいり所存であります。

第四に、海運の体質強化、造船業の経営の安定化及び船員対策の充実であります。

周囲を海に囲まれた資源に乏しいわが国にとつて、海上輸送力の確保は、わが国の経済安全保障の見地からも重要な課題であります。このため、外航海運につきましても、計画造船制度により日本船を中核としたわが国商船隊の整備を図るとともに、内航海運につきましても、船舶の代替建造の推進等により近代化、合理化を図ることとしております。

また、造船業につきましては、国内船舶の建造の推進に加え、輸出船舶建造につきましても必要な財政資金の確保を図るなど、わが国造船業の経営の安定化のための努力を重ねてまいり所存であります。

さらに、船員対策につきましても、船員の資格等に関する国際条約の批准と船舶の技術革新の進展に対応して船員制度の改革を推進するとともに、船員災害防止活動を一層促進することとしておりますが、加えて、練習帆船日本丸の代船建造を行うなど船員の教育訓練体制の整備を図ることとしております。

第五に、運輸に係る安全防災対策及び公害防止対策の推進であります。

先ほど申し上げたとおり、交通安全の確保を図ることは運輸行政にとって基本課題であると考えております。このため、まず、交通従事者に対する使命の重大性の認識を求めるとともに、交通安全施設の整備、輸送機器の安全性の確保等を図るほか、交通事故被害者の救済対策の充実にも努めてまいり所存であります。また、防災対策につきましても、台風、集中豪雨、豪雪、地震等の早期、的確な把握とその予警報を行うため、静止気

象衛星、海底地震計の整備等により気象業務体制の一層の充実強化を図るほか、引き続き海上防災体制を充実するとともに、東海地震対策につきましても道幅なきを期してまいり所存であります。

次に、航空機騒音、新幹線鉄道の騒音、振動、自動車の排出ガス、騒音等の交通公害の防止対策につきましましては、発生源対策や周辺対策を引き続き推進するとともに、環境保全にも資する交通体系の形成を図ってまいり所存であります。また、海洋汚染の防止につきましましては、最近の国際的な動向に対応しつつ、一層の規制の強化につき検討を行うとともに、今後とも監視、取り締まり体制の強化、環境整備事業の推進等各般の施策を積極的に推進してまいり所存であります。

ところで、最近における自動車技術の進歩、使用形態の変化等に対応した自動車検査、整備のあり方につきましましては、運輸技術審議会の答申の趣旨を十分踏まえて、関係方面と調整の上、自家用乗用車の検査の有効期間を新車初回について一年間延長するなど所要の措置を講じてまいり所存であります。

第六に、新海洋秩序等への対応策の推進であります。

国際社会における新海洋秩序の形成に対応して、広大な海域におけるわが国の権益を確保するとともに、海上捜索救難に関する国際条約等に対応して船舶の航行安全体制を確立するため、広域的哨戒体制及び海洋情報システムの整備を進めてまいり所存であります。

さらに、海洋開発につきましまして、大型測量船の建造を進めるなど海洋調査体制の充実強化、海洋利用技術の開発等を図り、着実にその基盤整備に努めてまいり所存であります。

第七に、国際問題への対応であります。

国際関係の緊密化、国際社会におけるわが国の役割の増大等に伴い、運輸行政の分野におきましても、国際協調、国際協力的重要性はますます増大してきております。

まず、最近重要性が高まりつつある国際協力、

とりわけ開発途上国の経済発展の基盤となる鉄道、港湾、船舶、空港等の整備に関する経済技術協力につきましまして、関係省庁と緊密に連携しつつ、積極的にこれを推進してまいりたいと考えております。

次に、海運につきましましては、開発途上国等との関係から国際海運秩序の変革が求められている状況にかんがみ、国際的動向を踏まえつつ、所要の方策を検討してまいり所存であります。航空につきましましては、必要に応じ航空協定の締結、改定を行い、わが国をめぐる国際航空網の充実に努めることとしておりますが、特に懸案となっている日米航空協定期間問題につきましましては、引き続きその改善のため努力してまいり所存であります。国際観光につきましましては、人的交流による国際間の相互理解を増進するため、外客誘致の促進等を行ってまいりたいと考えております。さらに、運輸に関する国際経済摩擦等の諸問題につきましても、適切に対応していく考えであります。

このほか、運輸部門におけるエネルギー対策の推進、運輸技術の開発、身障者対策の推進、観光レクリエーション施設の整備等を図るとともに、近年の国民の旅行動向にかんがみ、旅行者保護の充実のための施策を講じてまいり所存であります。ところで、最近、わが国におきましては、総合安全保障政策の必要性が強く認識されており、国の経済活動や国民の日常生活の基盤ともいえる交通部門は、総合安全保障の確保にとつてきわめて重要ななかかわりを有しておりますが、今後の運輸政策の推進に当たりましては、わが国の総合安全保障の確保に十分配慮した施策の展開が必要であると考えております。

以上、運輸行政の当面の諸問題につき申し述べましたが、これらは申すまでもなく、委員各位の深い御理解と絶大な御支援とを必要とする問題ばかりでございます。終わりに当たりまして、重ねて皆様の御指導と御鞭撻をお願い申し上げる次第でございます。

○委員長(桑名義治君) 次に、昭和五十七年度運

輸省及び日本国有鉄道の予算に関し説明を聴取いたします。鹿野運輸政務次官。

○政府委員(鹿野道彦君) 昭和五十七年度の運輸省関係の予算について御説明申し上げます。

まず一般会計について申し上げますと、歳入予算総額は二十二億八千五百四十七万一千円であり、歳出予算総額は、他省所管計上分一千七百七十九億二千六百四十四万四千円を含め一兆五千五百五十三億八千九百六十二万二千円でありまして、これを前年度予算額と比較いたしますと、比率で〇・二％の増加となっております。

次に、特別会計について申し上げます。

自動車損害賠償責任再保険特別会計につきましましては、歳入歳出予算額一兆六千八百八十四億三千六百四十四円、港湾整備特別会計につきましましては、歳入歳出予算額三千二百九十七億四千万円、自動車検査登録特別会計につきましましては、歳入歳出予算額三百四十三億三千三百四十四円、空港整備特別会計につきましましては、歳入歳出予算額二千四百五十四億九千三百四十四円をそれぞれ計上いたしております。また、昭和五十七年度財政投融資計画中には、当省関係の公社公団等分として一兆七千六百八十三億四千万円が予定されております。

運輸省といたしましては、以上の予算によりまして、まず第一に、日本国有鉄道の再建を推進することといたしております。

国鉄の再建につきましては、昭和五十四年十二月の「日本国有鉄道の再建について」の閣議了解及びこの閣議了解を実施するための法的措置として、昭和五十五年末公布された日本国有鉄道経営再建促進特別措置法に基づき、国鉄自身の徹底した経営改善措置とこれを前提とする国の行財政上の措置とを総合的に実施することにより、昭和六十年年度までに国鉄の健全経営の基盤を確立し、可及的速やかに収支均衡の実現を図ることとしたしております。

このため、昭和五十七年度においては、予算人員一万二千人の縮減を初め国鉄経営の合理化を一層推進するほか、所要の運賃等の改定による増収

一千五百二十億円を見込むとともに、総額七千三百九十九億円の助成を行うことといたしております。

第二に、交通基盤施設等の整備を促進し、国民生活の安定、向上を図るため、港湾、海岸及び空港の各部門について新五カ年計画に基づいて、それぞれの事業の計画的かつ着実な推進を図ることといたしております。

また、東北新幹線の本年六月、上越新幹線の同十一月大宮開業を初めとする鉄道の整備を推進するとともに、整備新幹線につきましましては、建設着工のための所要の調査を進め、国鉄財政再建の進捗状況、事業採算性等を慎重に検討するとともに、公的助成及び地域負担の程度、方法の整備を進め、これを待って工事に着手することとしていく所存であります。

第三に、海運、造船対策といたしまして、貿易物資の安定輸送を確保するため、財政資金により外航船舶の整備を促進するとともに、造船業の経営安定化のため、船舶輸出の確保を図るほか、過剰施設の処理に関する助成を行うことといたしております。

また、船員対策といたしましては、練習帆船日本丸の代船建造に着手するとともに、雇用対策について積極的推進していくことといたしております。

第四に、広域化、多様化する海上警備救難業務に対処し、船舶の航行安全体制を確立する等のため、海洋情報の充実を図るとともに、巡視船艇及び航空機の整備を推進するほか、海洋調査の充実強化を図ることといたしております。

第五に、経営改善に努力している地方バス、中小民鉄、離島航路等に対し、地方公共団体と協力して助成を行い、国民の日常生活に不可欠な公共交通サービスの維持、確保に努めてまいります。

第六に、安全防災及び環境保全対策といたしましては、広域的な気象観測に重要な役割を果たす静止気象衛星三号の整備を行うこととするほか、地震、火山対策、交通安全対策、交通被害者

救済対策、空港周辺対策等の充実強化を図ること
といたしております。

なお、運輸省関係予算の部門別の重点施策の概
要につきましては、お手元に配付しております。昭
和五十七年度運輸省予算の説明及び昭和五十七年
度日本国有鉄道予算の説明によりまして御承知願
いいたします。

以上をもちまして、昭和五十七年度の運輸省関
係の予算についての説明を終わります。

○委員長(桑名義治君) 次に、羽田沖における日
本航空機墜落事故に関する件の報告を聴取いたし
ます。

○政府委員(松井和治君) 先般の航空機事故の概
要並びにその後の措置につきまして、御報告申し
上げます。

去る二月九日午前八時四十五分ごろ、日本航空
所属のDC8型機福岡発羽田行三五〇便が東京
国際空港に着陸のため進入中、C滑走路の端側
の護岸から約三百メートルの地点の海上に墜落い
たしました。事故機には乗客百六十六名及び乗員
八名が搭乗しておりましたが、乗客中に死者二十
四名、重傷者七十六名、軽傷者六十六名を生じ、
また乗員中に重傷者二名、軽傷者六名を生じまし
た。

運輸省といたしましては、事故発生直後、航空
事故調査委員会より委員並びに調査官を派遣いた
しまして原因究明に着手いたしますとともに、本
省及び現地に対策本部を設置して、救難活動並び
に機体の揚収作業等を進めました。その結果、事
故後閉鎖されておりました羽田空港C滑走路は、
二月十四日午前九時より再開され、同空港は平常
運航に復しました。また、機体の揚収作業は同月
二十三日に終了いたしました。なお、航空事故調
査委員会におきましては、二月十九日に、その時
点までに判明した事実につきまして運輸大臣に報
告するとともに公表を行いました。同委員会に
よりましてその後も引き続き原因究明のための広
範な調査が進められております。

次に、事故の再発防止のため運輸省として講じ

ました対策につき御説明申し上げます。

まず第一に、日本航空に対しましては、事故後
直ちに航空局長より、また二月十二日には改めて
運輸大臣より、それぞれ厳重に注意するとともに
に、安全運航に徹するよう指示をいたしました。
日本航空を除く定期航空運送事業各社に対しまし
ても、事故後直ちに航空局長より、安全運航に万
全を期するよう指示したところでございます。

第二に、二月十五日より十九日まで、日本航空
本社及び福岡空港支店に対しまして、航空法に基
づく立入検査を行いました。その結果に基づきま
して、三月九日、同社に対し、健康管理、乗員組
織、乗務管理、運航管理、技量管理並びに訓練、
機材の整備点検及び安全確保のための社内体制、
以上七項目につきまして、所要の改善措置を講じ
て四月十日までに報告するよう、運輸大臣より勸
告を行いました。

第三に、航空運送事業に携わる全事業者を対象
といたしまして、二月二十二日より三月十三日ま
で、運輸大臣の指示による臨時安全総点検を実施
中でございます。

今後とも、日本航空に対しましては、当省の勸
告に基づき、総合的かつ抜本的な対策を講じ、か
つ、確実にこれを実施するよう指導してまいる所
存でございます。また、他の事業者に対しまして
も、総点検の結果等を勘案いたしまして所要の指
導を行うとともに、国といたしまして、乗員の
健康管理に関する制度につきまして専門家の意見
を徴しつつ、改善を要する点があるか否かにつ
きまして検討を加えてまいる所存でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○委員長(桑名義治君) この際、日本航空株式会
社社長高木参考人から発言を求められております
ので、これを許します。高木参考人。

○参考人(高木義根君) 日本航空の社長をいたし
ております高木でございます。

去る二月九日、弊社が引き起こしました羽田沖
墜落事故により二十四名のかげがえのない方々を
亡くし、多くの御乗客に負傷を負わせたという惨

事を招きましたことはまことに申しわけなく、衷
心より深くおわび申し上げます。

お亡くなりになりました方々の御冥福を心よ
りお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様方
に対しまして深く哀悼の意を表し、負傷されまし
た方々の一日も早い御回復をお祈り申し上げます
次第でございます。

これまで私どもは、安全の確保を会社経営の絶
対至上の命題といたしまして日夜努力をいたして
まいりましたが、今日このような重大な事故を引
き起こし、国民の皆様方に多大の御迷惑をおかけ
いたしましたことは、公共輸送機関に携わる者
といたしましてまことに申しわけなく、その責任を
深く深く痛感いたしております次第でございます。

事故の概況につきましては、ただいま松井航空
局長より御報告がございましたとおりでありま
す。当日、避難現場におきまして、御乗客の救出
活動に際し、関係諸機関の数多くの方々からお寄
せいただきました御協力、御援助に対しまして、
改めて厚く御礼申し上げます。

お亡くなりになりました二十四名の御乗客の
御遺族につきましては、事故当日より弊社職員に
よる専任の世話役二十四組を編成し、お世話の任
に当たらせております。また、負傷された御
乗客のうち、現在東京において十九名様、福岡に
おいて二十三名様の方々がまだに御入院中でご
ざいます。これらの方々にもそれぞれ世話役を
任命いたしまして、日々の御療養に陰ながらお役
に立つよう万全を期しております。御自宅にお戻
りの御乗客に対しましては、弊社職員を指名しま
して、継続して御連絡を維持いたすよう態勢を整
えております。

さらに、今後とも皆様のお世話に万全を期しま
すために、去る二月十五日付で「羽田ご被災者相
談室」を弊社本社内に、また「羽田ご被災者、九
州地区相談室」を弊社福岡支店内に設けまして、
将来にわたるお世話を続けさせることといたして
おります。

私は、事故直後の二月十四日より、御遺族の皆

様方の御自宅にお伺いいたし、おわびを申し上げ
てまいりましたが、御遺族の方々の耐えがたい御
心痛とお怒りの御様子に接しまして、まことに申
しわけなく、改めて深く責任を痛感いたしておる
次第でございます。

また、去る三月一日には、福岡市の積善社福岡
斎場におきまして御追悼法要をとり行い、お亡く
なられました御乗客のみたまに深く御冥福
をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆様方に改
めておわびを申し上げます。

今後、御被災されました御乗客並びに御遺族の
方々に対しましては、皆様の御納得が得られます
よう、誠心誠意補償問題の解決を進めてまいる所
存でございます。

事故の原因につきましては、航空事故調査委員
会の御調査の結果を待つといたしまして、このた
びの事故の重大性にかんがみ、すでに私どもとい
たしましては幾つかの緊急安全対策を実行いたし
ております。

また、今後の恒久的な安全対策につきまして
は、一昨日三月九日、運輸大臣より七項目にわた
る業務改善の勧告をお受けいたしました。私ども
といたしましては、これを厳粛に受けとめまし
て、乗員の健康管理を初め乗員組織、乗務管理、
運航管理、技量管理及び訓練、機材の整備点検及
び安全確保のための社内体制の一層の強化充実を
図るべく、総合的かつ抜本的な対策を立てまし
て、四月十日の期限までに御当局に御報告いたす
所存でございます。

私ども全役員一同、このたびの事故を冷徹な
事実として正面から受けとめ、ここに事故絶滅へ
の誓いを新たに、御被災の御乗客及び御遺族の
御心痛とお怒りを忘れることなく、今後とも安全
運航と信頼回復のために不断の努力を続けてまい
る決意でございます。

何とぞ今後とも引き続き御指導、御叱正を賜り
ますようお願い申し上げます。

○委員長(桑名義治君) 本日はこれにて散会いた
します。

からも、誠に遺憾とするところである。よつて、水郡線沿線地域住民の生活と大切な足を守り、公共的交通の整備を図るとともに、割増運賃制度を導入しないよう強く要望する。

第二二〇号 昭和五十六年十二月二十五日受理
地域の公共交通確保に関する請願
請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会
内 八巻一夫

紹介議員 鈴木 省吾君

去る七月六日、運輸政策審議会が主務大臣に提出した「長期展望に基づく総合的な交通政策の基本方向」と題する答申は、交通政策全般に重大な影響をもたらすものであると考えられる。ことに福島市においては、自家用車の増加に伴い、交通渋滞、交通事故、排気ガス公害等各般にわたる対策に全力をあげているところであり、運輸政策審議会答申の具体化は、本市における交通政策推進にとつて多大の障害になることは必至である。よつて、次の事項について措置をとらねばならぬ。

一、去る第八十五回国会（衆院）での六党共同提案、全会一致で議決した決議（地方陸上公共交通維持整備に関する件）の趣旨（立法、行財政措置）を速やかに具体化すること。
二、公共交通を優位とした交通体系づくりを確立すること。
三、軌道系中量輸送機関を含む新交通システムの導入は、あくまでも地域住民の意見反映、既存交通との調整、労働者の雇用、生活の安定には十分配慮すること。

四、地域の公共交通の維持に必要な現行の助成制度（補助金分担率・国と地方公共団体とで二分の一ずつ負担）を改善し、国の分担率を引き上げることを。
五、乗車密度五人以下の路線バスに対する補助を三年で打ち切ることなく、国の責任で存続を図ること。

第二八二号 昭和五十七年一月十二日受理

老人に対する国鉄及び私鉄の運賃割引等に関する請願
請願者 東京都中央区銀座四ノ一三ノ一八
医療ビル内東京老人福祉会内 桑田信敬外八百三十九名

紹介議員 安井 謙君

老人の国鉄等の利用は、ほとんどオフ・シーズン又は閑散時間帯であるから、現に行われている学生割引等に準拠した方法で、国鉄及び私鉄運賃（地下鉄を含む）の優待割引と航空機運賃の割引制度（仮称シルバーメイト割引制度）を設定するとともに、生活保護対象者の無料化を図られたこと。

理由

全国千余万人（六十歳以上の高齢者は我が国人口の一割にも達し、その大半が経済的に恵まれない実情にある。現在の高齢者はそのほとんどが青壮年活躍時代に国のため数々の戦禍に遭遇し、老後の安定準備を逸した者が多く最大の犠牲者といつても過言ではない。敗戦後、我が国家族制度は崩壊し新憲法下において核家族化という大変革を余儀なくされ、ほとんどの老人が精神的に経済的に取り残された現状にある。特に低成長時代を迎え、長い不況の谷間を抜けて景気の動向もようやく上向いてきたやさき、中東の政情と石油問題に端を発し、不安定な我が国経済は不況のなかで再び諸物価高騰の様相を呈してきた。そしてその影響は弱きもの高齢者に容赦なくしわ寄せされて、老後不安と生活苦に一層拍車をかけている。明治以来あらゆる困難を乗り越えてきた頑強な明治青年も寄る年波に勝てず、心ならずも国の福祉施策に頼らざるをえないが、近年盛り上つた老人福祉対策も後退の兆しさえ見受けられる憂慮すべき現況である。

第三四〇号 昭和五十七年一月二十日受理
車検期間延長反対に関する請願
請願者 埼玉県春日部市樋堀二一九富士自動車工業内 須賀正夫外三十三名

紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第三四九号 昭和五十七年一月二十二日受理
車検期間延長反対に関する請願
請願者 奈良市南宮町二ノ三二ノ八奈良県自動車整備商工組合理事長 海保博

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第三五〇号 昭和五十七年一月二十三日受理
車検期間延長反対に関する請願（三通）
請願者 熊本市東町四ノ一三熊本県自動車整備工業協同組合理事長 吉本栄一外二名

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第三七九号 昭和五十七年一月二十五日受理
車検期間延長反対に関する請願
請願者 名古屋市昭和区滝子町三〇ノ一六社団法人愛知県小型自動車整備振興会会長 西野新兵衛外二十名

紹介議員 大木 浩君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第三八〇号 昭和五十七年一月二十五日受理
車検期間延長反対に関する請願（四通）
請願者 名古屋市緑区鳴海町手越四三名鉄自動車整備株式会社内 外山敏夫外三内

紹介議員 梶原 清君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第三八一号 昭和五十七年一月二十五日受理
車検期間延長反対に関する請願
請願者 佐賀市高木瀬町高木一、二七〇ノ一〇社団法人佐賀県自動車整備振

紹介議員 興会内 吉竹修
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第三八二号 昭和五十七年一月二十五日受理
車検期間延長反対に関する請願（十通）
請願者 茨城県水戸市住吉町二九二ノ五茨城県自動車整備商工組合理事長 木村英次外九名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第三八三号 昭和五十七年一月二十五日受理
車検期間延長反対に関する請願
請願者 山梨県東八代郡石和町唐柏七九〇社団法人山梨県自動車整備振興会会長 川手淳一

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第三八四号 昭和五十七年一月二十五日受理
車検期間延長反対に関する請願
請願者 千葉県市川市大洲二ノ九ノ三真鍋宣忠

紹介議員 仲川 幸男君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第三八五号 昭和五十七年一月二十五日受理
車検期間延長反対に関する請願（二通）
請願者 香川県高松市香西町二七八ノ一社団法人香川県自動車整備振興会会長 灘波清平外四千六百五十七名

紹介議員 平井 卓志君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第三八六号 昭和五十七年一月二十五日受理
車検期間延長反対に関する請願
請願者 佐賀市高木瀬町高木一、二七〇ノ

一〇社団法人佐賀県自動車整備振興会会長 前田伊八
福岡日出磨君

紹介議員 福岡日出磨君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第三九三三号 昭和五十七年一月二十六日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願

請願者 千葉県松戸市栄町五ノ三二七 渡辺将勝外四百六十名
紹介議員 鶴岡 洋君

首都圏・北東部の交通幹線である常磐線及び千代田線は、近年沿線の急速な宅地化に伴う人口増加により通勤・通学輸送量が増加の一途をたどり、現状では限界に近い通勤・通学状況となっている。更に常磐線は、昭和六十年に筑波研究学園都市で開催される国際科学技術博覧会の主要な輸送機関であることからますます利用度は高まり、なお一層の混雑は必至であり、早急な輸送力の増強が切望されている。ついで、常磐沿線の輸送力増強のため、次の事項を一日も早く実現するよう強く要望する。

一、中距離電車の車両編成の増結(十二両編成から十五両編成へ)と増発を図ること。
二、快速電車の増発を図ること。
三、千代田線の増結と増発を図ること。
四、常磐新線の早期建設を図ること。

第三九四四号 昭和五十七年一月二十六日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願

請願者 千葉県流山市南八ノ三 岡田正稔外四千名
紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

第三九五五号 昭和五十七年一月二十六日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願

請願者 千葉県柏市東新宿一ノ三ノ一〇 目崎吉春外千八百名
紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

第三九六六号 昭和五十七年一月二十六日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願

請願者 千葉県我孫子市湖北台七ノ六八ノ四〇一 遠藤康夫外五千六百二十九名
紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

第三九七七号 昭和五十七年一月二十六日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願

請願者 千葉県流山市江戸川台東一ノ一四六 近藤隆外二千二百四十七名
紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

第三九八八号 昭和五十七年一月二十六日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願

請願者 千葉県松戸市幸谷八ノ八 八巻正昭外千六百三十名
紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

第三九九九号 昭和五十七年一月二十六日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願

請願者 千葉県流山市駒木一、〇八〇ノ二〇 染谷昇外千九百九名
紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

第四〇〇〇号 昭和五十七年一月二十六日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願

請願者 千葉県松戸市小金原二ノ二二ノ一 西田寿代外千七百七名
紹介議員 矢追 秀彦君

常磐沿線の輸送力増強に関する請願

請願者 千葉県松戸市小金原四ノ一六ノ二ノ四ノ二〇九 佐藤美葉子外千名
紹介議員 渡部 通子君

この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

第四〇二二号 昭和五十七年一月二十六日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願(二通)

請願者 千葉県流山市古間木二八二ノ二二 奥山興作外六千七百八十一名
紹介議員 大川 清幸君

この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

第四〇三三号 昭和五十七年一月二十六日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願

請願者 千葉県松戸市松戸一、七八三 小金谷隆男外十名
紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

第四〇七七号 昭和五十七年一月二十六日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願

請願者 千葉県松戸市上本郷二、二八五 野倉勇外一万五千名
紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

第四〇八八号 昭和五十七年一月二十六日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願

請願者 千葉県柏市花野井七五九ノ一二 福井正男外六千名
紹介議員 高木健太郎君

この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

第四一〇〇号 昭和五十七年一月二十六日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願(二通)

請願者 千葉県柏市藤心五ノ三 田口順子外六千八百二十八名
紹介議員 中野 鉄造君

この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

第四一八八号 昭和五十七年一月二十六日受理
車検期間延長反対に関する請願(十通)

請願者 茨城県水戸市住吉町二九二ノ五茨城県自動車整備商工組合内 小林忠作外九名
紹介議員 岩上 二郎君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第四一九九号 昭和五十七年一月二十六日受理
車検期間延長反対に関する請願

請願者 静岡市長沼六九〇社団法人静岡県自動車整備振興会会長 大石勇
紹介議員 戸塚 進也君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第四二〇〇号 昭和五十七年一月二十六日受理
車検期間延長反対に関する請願(二通)

請願者 秋田市泉登木一六秋田県自動車整備商工組合理事長 桂田忠尚外一名
紹介議員 野呂田芳成君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第四二一一号 昭和五十七年一月二十六日受理
車検期間延長反対に関する請願

請願者 愛媛県松山市森松町一、〇七五ノ二社団法人愛媛県自動車整備振興会内 津川義正
紹介議員 松垣徳太郎君

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

請願者 北海道釧路市鳥取大通六ノ一ノ一

社団法人釧路地方自動車整備振興
会会長 高橋脩二外三名

紹介議員 高木 正明君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第四六九号 昭和五十七年一月二十七日受理
車検期間延長反対に関する請願(五通)

請願者 札幌市東区北二十四条東一ノ三〇

四社団法人札幌地方自動車整備振
興会会長 高橋敏男外四名

紹介議員 中村 啓二君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第四七三号 昭和五十七年一月二十八日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願

請願者 千葉県松戸市栄町西一ノ八三ノ

一四 長井栄一外百九十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

第四九九号 昭和五十七年一月二十八日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願

請願者 千葉県松戸市高塚新田池之台六三

一 牧信一外二千五百名

紹介議員 桑名 義治君

この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

第五〇三三号 昭和五十七年一月二十八日受理
公共輸送確保に関する請願

請願者 石川県金沢市扇町六ノ四一 中島

孝蔵外九十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第五一一号 昭和五十七年一月二十八日受理
公共輸送確保に関する請願

請願者 新潟県小千谷市谷内一五三 穂刈

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第五一二号 昭和五十七年一月二十八日受理
公共輸送確保に関する請願

請願者 佐賀市若宮二ノ一六ノ八 川久保

満男外百九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第五一三三号 昭和五十七年一月二十八日受理
公共輸送確保に関する請願

請願者 熊本市竜田町弓削三〇五 井島行

男外百五十四名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第五一七号 昭和五十七年一月二十八日受理
公共輸送確保に関する請願

請願者 香川県大川郡引田町引田二八二ノ

二 田村俊夫外三十八名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第五二六号 昭和五十七年一月二十八日受理
公共輸送確保に関する請願

請願者 埼玉県戸田市川岸三ノ二ノ八 小

林榮一郎外八十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第五二七号 昭和五十七年一月二十八日受理
公共輸送確保に関する請願

請願者 大阪府吹田市佐竹台二ノ四ノBノ

五ノ一〇三 福井房子外二百二十

一名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

公共輸送確保に関する請願

請願者 愛媛県松山市井門町八七二ノ七

山下和男外百九十六名

紹介議員 青木 薪次君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第五三五号 昭和五十七年一月二十八日受理
公共輸送確保に関する請願

請願者 佐賀県佐賀郡東与賀町住吉 原口

国松外九十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第五四七号 昭和五十七年一月二十八日受理
車検期間延長反対に関する請願(二通)

請願者 三重県津市桜橋三ノ五三ノ一五三

重泉自動車整備商工組合理事長

大森茂外一名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第五四八号 昭和五十七年一月二十八日受理
車検期間延長反対に関する請願

請願者 長野市西和田八幡川北四二八ノ二

社団法人長野県自動車整備振興会

会長 池野義雅外九百九十二名

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第五四九号 昭和五十七年一月二十八日受理
車検期間延長反対に関する請願

請願者 千葉県松戸市和名ヶ谷五六九ノ

一 井口幸子外九名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

二月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、常磐沿線の輸送力増強に関する請願(第五

五三三号)

一、公共輸送確保に関する請願(第五八一

号)

一、車検期間延長反対に関する請願(第五八

七号)(第五八八号)(第五八九号)(第五九〇号)

(第五九一号)

一、常磐沿線の輸送力増強に関する請願(第五

九四四号)

一、公共輸送確保に関する請願(第五九八

号)(第六〇八号)(第六〇九号)(第六一七号)(第

六二八号)(第六三二号)(第六三三三三)

一、車検期間延長反対に関する請願(第六三

四号)(第六三五号)(第六三六号)(第六三七

一、常磐沿線の輸送力増強に関する請願(第六

四一四号)

一、公共輸送確保に関する請願(第六四六

号)

一、車検期間延長反対に関する請願(第六五

四号)(第六五五号)(第六五六号)(第六五七

一、常磐沿線の輸送力増強に関する請願(第六

六五五号)

一、公共輸送確保に関する請願(第六七二

紹介議員 シマ外二百七十九名
鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第五八一号 昭和五十七年一月二十九日受理
公共輸送確保に関する請願

請願者 福島県原町市仲町三ノ三 鈴木親
亮外九十六名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第五八七号 昭和五十七年一月二十九日受理
車検期間延長反対に関する請願

請願者 徳島市南矢三町二ノ一ノ五八八社団
法人徳島県自動車整備振興会会長
田村藤太郎

紹介議員 内藤 健君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第五八八号 昭和五十七年一月二十九日受理
車検期間延長反対に関する請願(十二通)

請願者 広島市西区観音新町二ノ四ノ二五
社団法人広島県小型自動車整備振
興会会長 二宮信也外十一名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第五八九号 昭和五十七年一月二十九日受理
車検期間延長反対に関する請願

請願者 山形市江南一ノ一三〇社団法人
山形県自動車整備振興会会長 鈴
木政吉外七千六百六十七名

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第五九〇号 昭和五十七年一月二十九日受理
車検期間延長反対に関する請願(十通)

請願者 広島県福山市今津町二ノ四六ノ一
社団法人広島県自動車整備振興会

紹介議員 福山市西支部内 小林満願外九名
宮澤 弘君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第五九一号 昭和五十七年一月二十九日受理
車検期間延長反対に関する請願(七通)

請願者 愛知県豊橋市東森岡一ノ六ノ一二
株式会社豊橋市内 夏目裕外六名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第五九四号 昭和五十七年一月三十日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願

請願者 千葉県流山市松ヶ丘一ノ四八ノ一
四有限会社社小野寺左官工業内 小
野寺重夫外二千三百三十名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第五九八号 昭和五十七年一月三十日受理
公共輸送確保に関する請願

請願者 横浜市磯子区岡村六ノ六ノ一三
菅原成男外四十六名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第六〇八号 昭和五十七年二月一日受理
公共輸送確保に関する請願

請願者 大阪市平野区喜連東三ノ二ノ二
七 阿部文雄外九十名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第六〇九号 昭和五十七年二月一日受理
公共輸送確保に関する請願

請願者 東京都三鷹市牟礼六ノ一〇ノ七
永沢芳行外三百七十二名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第六一七号 昭和五十七年二月一日受理
公共輸送確保に関する請願

請願者 大阪府高槻市安満中の町二ノ二
二 小野一男外百十七名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第六二八号 昭和五十七年二月一日受理
公共輸送確保に関する請願

請願者 石川県金沢市みどり二ノ一ノ一
大浜道夫外百八名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第六三二号 昭和五十七年二月一日受理
公共輸送確保に関する請願

請願者 大阪府門真市新橋町九ノ一〇 清
水康夫外三十名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第六三三号 昭和五十七年二月一日受理
公共輸送確保に関する請願

請願者 徳島市中吉野町二ノ二九ノ六 武
田恭孝外百十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第六三四号 昭和五十七年二月一日受理
車検期間延長反対に関する請願

請願者 栃木県芳賀郡益子町塙九七五ノ二
益子自動車整備協同組合内 木性
啓一

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第六三五号 昭和五十七年二月一日受理
車検期間延長反対に関する請願

請願者 北海道旭川市春光町一〇社団法人

旭川地方自動車整備振興会会長
鶴岡武市

紹介議員 岩本 政光君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第六三六号 昭和五十七年二月一日受理
車検期間延長反対に関する請願

請願者 佐賀市高木瀬町高木一、二七〇ノ
一〇社団法人佐賀県自動車整備振
興会内 成富博外千二百名

紹介議員 大鷹 淑子君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第六三七号 昭和五十七年二月一日受理
車検期間延長反対に関する請願

請願者 福井市西谷町二五ノ五〇社団法人
福井県自動車整備振興会内 西村
明外二千二百七十七名

紹介議員 山内 一郎君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第六四一号 昭和五十七年二月二日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願

請願者 千葉県流山市東初石二ノ二〇〇ノ
二 吉田光二外二千四百五十名

紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第六四六号 昭和五十七年二月二日受理
公共輸送確保に関する請願

請願者 愛媛県松山市清水町二ノ一五ノ
五 土居万寿夫外百八十九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第六五四号 昭和五十七年二月二日受理
車検期間延長反対に関する請願(八通)

請願者 神戸市須磨区離宮前町二ノ五ノ四
四 瀧川勝二外七名

紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第六五五号 昭和五十七年二月二日受理
車検期間延長反対に関する請願(二通)
請願者 宮崎市大塚町流合五、〇六四社団
法人宮崎県自動車整備振興会
長 橋本一郎外一名
紹介議員 上條 勝久君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第六五六号 昭和五十七年二月二日受理
車検期間延長反対に関する請願(二通)
請願者 兵庫県芦屋市山手町二〇四 森川
正則外一名
紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第六五七号 昭和五十七年二月二日受理
車検期間延長反対に関する請願(四通)
請願者 新潟市出来島二五六社団法人新潟
県自動車整備振興会内 牧野孝祐
外三名
紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第六六五号 昭和五十七年二月三日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願
請願者 千葉県松戸市五香六実七二〇 遠
藤澄子外百七十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

第六七二号 昭和五十七年二月三日受理
公共輸送確保に関する請願
請願者 石川県金沢市芳二ノ一五ノ二一
全国自動車交通労働組合石川地方
連合会内 宮丸寛外百名
紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第七〇〇号 昭和五十七年二月三日受理
車検期間延長反対に関する請願(二十四通)
請願者 大分県豊後高田市御玉九六有限会
社宮本自動車整備工場社長 宮本
一巳外二十三名
紹介議員 梶原 清君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第七一〇号 昭和五十七年二月三日受理
公共輸送確保に関する請願
請願者 福島県白河市瀬戸原二四ノ九 余
西初雄外百九名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第七一二号 昭和五十七年二月四日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願
請願者 千葉県松戸市古ヶ崎四ノ三、五六
一 小野寺愛子外二百四十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

第七一四号 昭和五十七年二月四日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願
請願者 千葉県松戸市二ツ木一、七二〇ノ
四 松井貞衛外千九百九十九名
紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

第七一六号 昭和五十七年二月四日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願
請願者 千葉県松戸市五香六実九七 松崎
国忠外五千名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

第七二二号 昭和五十七年二月四日受理
この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

車検期間延長反対に関する請願(二通)
請願者 栃木県宇都宮市八千代一ノ四ノ一
二社団法人栃木県自動車整備振興
会会長 植木芳太郎外一名
紹介議員 森山 眞弓君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

二月十九日日本委員会に左の案件が付託された。
一、常磐沿線の輸送力増強に関する請願(第七
二七号)
一、公共輸送確保に関する請願(第七四四号)
(第七四五号)
一、地方陸上公共交通の確保に関する請願(第
七五五号)
一、常磐沿線の輸送力増強に関する請願(第七
五九号)(第七六四号)
一、公共輸送確保に関する請願(第七七一号)
一、車検期間延長反対に関する請願(第七七二
号)(第七七三号)(第七七四号)(第七七五号)
一、常磐沿線の輸送力増強に関する請願(第七
七八号)
一、公共輸送確保に関する請願(第七八六号)
一、公共交通の地域社会における維持と整備に
関する請願(第七九七号)
一、車検期間延長反対に関する請願(第七九八
号)(第七九九号)(第八〇〇号)(第八〇一号)
一、常磐沿線の輸送力増強に関する請願(第八
〇三号)
一、公共輸送確保に関する請願(第八〇七号)
(第八〇八号)(第八一三三号)
一、車検期間延長反対に関する請願(第八三九
号)(第八四〇号)(第八四一号)(第八四二二号)

第七二七号 昭和五十七年二月五日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願
請願者 千葉県松戸市栄町四ノ二三七 杉
山はるみ外三百九名
紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

第七四四号 昭和五十七年二月五日受理
公共輸送確保に関する請願
請願者 横浜市長区中山町一、〇三一 栗
田吉雄外百十二名
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第七四五号 昭和五十七年二月五日受理
公共輸送確保に関する請願
請願者 福島県白河市田島森の台一六 佐
藤幸吉外百四十二名
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第七五五号 昭和五十七年二月五日受理
地方陸上公共交通の確保に関する請願
請願者 長野市南長野町下六九二ノ二長野
県議会内 増田正敬
紹介議員 夏目 忠雄君
昨年七月、「長期展望に基づく総合的な交通政策
の基本方向」に関して、運輸政策審議会から答申
がなされ、政府はこれに基づき総合的交通政策の
一環として、地域公共交通についても改革を図ろ
うとしている。もとより、地方公共交通機関は、
住民の生活路線として地方の産業、経済、教育、
文化等の維持発展に欠くことのできない重要な役
割を果たしている。よって、地域の実情を十分考
慮し、地方陸上公共交通の確保を図るよう強く要
請する。

第七五九号 昭和五十七年二月六日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願
請願者 千葉県松戸市小金飛地一、〇三
七 東川くに外百八十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

第七六四号 昭和五十七年二月八日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願
請願者 千葉県松戸市小金八五三 森佐次
外二百八十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第七七一号 昭和五十七年二月八日受理
公共輸送確保に関する請願
請願者 大阪府住吉区河内三ノ二ノ二一
河内文武外百二十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第七七二号 昭和五十七年二月八日受理
車検期間延長反対に関する請願
請願者 北海道室蘭市日の出町三ノ四ノ一
三社団法人室蘭地方自動車整備振興
興会内 深田健嗣

紹介議員 岩本 政光君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第七七三号 昭和五十七年二月八日受理
車検期間延長反対に関する請願
請願者 福岡県久留米市諏訪野町二、三六
三社団法人福岡県自動車整備振興
会会長 水田正登外四千三百四十
二名

紹介議員 遠藤 政夫君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第七七四号 昭和五十七年二月八日受理
車検期間延長反対に関する請願(八通)
請願者 大分県大津町三ノ四ノ一三社団法
人大分県自動車整備振興会会長
橋本義生外七名

紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第七七五号 昭和五十七年二月八日受理
車検期間延長反対に関する請願
請願者 北海道室蘭市日の出町三ノ四ノ一
三社団法人室蘭地方自動車整備振
興会内 鈴木貞雄

紹介議員 中村 啓一君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第七七八号 昭和五十七年二月九日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願
請願者 千葉県松戸市新松戸三ノ三八新
松戸南パークハウスAノ二〇三
飯田昭二外二百三十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第七八六号 昭和五十七年二月九日受理
公共輸送確保に関する請願
請願者 大阪府天王寺区大道一ノ九ノ一
二園田昭治外二百四十九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第七九七号 昭和五十七年二月九日受理
公共交通の地域社会における維持と整備に関する
請願
請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県
議会内 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

昨年七月六日、運輸政策審議会は、「長期展望に
基づく総合的な交通政策の基本方向」と題し、八
十年代における総合交通政策の答申を運輸大臣に
提出し、同答申は具体化される方向にある。しか
し、同答申は、全国のおよそ半分の地域都市の足を
脅かし、また、交通労働者の雇用に重大な影響を
及ぼすものとなっており、更に地方自治体の財政
危機のなかで、今後地域の交通の維持には当該自
治体の財政負担を強いるものとなっている。よつ
て、あらゆる公共交通が地域社会の維持と住民の

足として整備されるよう、次の事項の実現を図ら
れたい。
一、第八十五回(国会衆議院)における地方陸上公
共交通維持整備に関する決議の趣旨(立法、行
政措置)を速やかに具体化すること。
二、公共交通を破壊するマイカー優先の交通体系
づくりは行わないこと。
三、軌道系中量輸送機関を含む新交通システムの
導入は、あくまでも地域住民の意見反映、既存
交通との調整、労働者の雇用、生活の保障を前
提として行うこと。
四、市場原理が崩壊した地域の公共交通の維持に
必要な現行の助成制度を改善し、国の分担率を
引き上げること。
五、乗車密度五人以下の路線バスに対する補助を
三年で打ち切ることなく国の責任での存続を図
ること。
六、地域の交通の健全な在り方及び雇用等の問題
の解決について実効ある政労交渉の場を設ける
こと。

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第七九八号 昭和五十七年二月九日受理
車検期間延長反対に関する請願
請願者 鹿児島市谷山港二ノ四ノ一六社団
法人鹿児島県自動車整備振興会
内 古岡愛吉

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第七九九号 昭和五十七年二月九日受理
車検期間延長反対に関する請願
請願者 岡山市藤原二五社団法人岡山県自
動車整備振興会会長 梶谷陽一

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第八〇〇号 昭和五十七年二月九日受理
車検期間延長反対に関する請願
請願者 福岡市中央区今泉二ノ三ノ九社団

法人福岡県自動車整備振興会内
久保田勲外四千三百四十七名
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。
紹介議員 蔵内 修治君

紹介議員 林 直君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第八〇一号 昭和五十七年二月九日受理
車検期間延長反対に関する請願
請願者 高知市南ノ丸町二二社団法人高知
県自動車整備振興会会長 横田憲
介

紹介議員 林 直君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第八〇三号 昭和五十七年二月十日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願
請願者 千葉県柏市松葉町七ノ七ノ三境
幸恵外八十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第八〇七号 昭和五十七年二月十日受理
公共輸送確保に関する請願
請願者 神奈川県相模原市上溝六ノ一九ノ
三座間要外九十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第八〇八号 昭和五十七年二月十日受理
公共輸送確保に関する請願
請願者 川崎市川崎区池田町一七七 新井
明夫外五十一名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第八一三号 昭和五十七年二月十日受理
公共輸送確保に関する請願
請願者 長崎市田手原町七二七 久保田進
外三十九名
紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第八三九号 昭和五十七年二月十日受理
車検期間延長反対に関する請願

請願者 岩手県紫波郡矢町流通センター
南二ノ八ノ三社団法人岩手県自動車整備振興会内 高橋功

紹介議員 岩動 道行君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第八四〇号 昭和五十七年二月十日受理
車検期間延長反対に関する請願

請願者 佐賀市高瀬町高木一、二七〇ノ
一〇社団法人佐賀県自動車整備振興会内 近藤明外九百三十四名

紹介議員 大坪健一郎君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第八四一号 昭和五十七年二月十日受理
車検期間延長反対に関する請願

請願者 岡山市藤原二五社団法人岡山県小型自動車整備振興会会長 中島利

紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第八四二号 昭和五十七年二月十日受理
車検期間延長反対に関する請願

請願者 石川県金沢市入江三ノ一六〇社団法人石川県自動車整備振興会内 石崎皓三

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

二月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、常磐沿線の輸送力増強に関する請願（第八四五号）
一、公共輸送確保に関する請願（第八四七号）
（第八五五号）（第八五七号）（第八五七号）（第八五五号）

八六三三号（第八六四号）（第八七三三号）（第八七四号）（第八七五号）（第八七六号）

一、車検期間延長反対に関する請願（第八七八号）
一、公共輸送確保に関する請願（第八八一号）
（第八八五号）

一、常磐沿線の輸送力増強に関する請願（第八八六号）
一、公共輸送確保に関する請願（第八九〇号）
（第八九六号）

一、常磐沿線の輸送力増強に関する請願（第八九九号）
一、公共輸送確保に関する請願（第九〇二号）
（第九〇八号）（第九〇九号）（第九一五号）

一、常磐沿線の輸送力増強に関する請願（第九一七号）
一、公共輸送確保に関する請願（第九一九号）
（第九二八号）（第九二九号）（第九三二号）（第九三九号）

一、身体障害者に対する運輸行政に関する請願（第九六〇号）
一、公共輸送確保に関する請願（第九七二号）
（第九七三三号）（第九八〇号）

一、熊本鉄道管理局の存置に関する請願（第九八六号）
一、常磐沿線の輸送力増強に関する請願（第九八八号）
（第九八九号）

一、公共輸送確保に関する請願（第九九九号）
（第一〇〇〇号）（第一〇〇一号）（第一〇〇六号）（第一〇〇七号）

一、常磐沿線の輸送力増強に関する請願（第一〇〇九号）
一、公共輸送確保に関する請願（第一〇一二号）
（第一〇一四号）

一、車検期間延長反対に関する請願（第一〇一四号）
一、公共輸送確保に関する請願（第一〇一五号）
（第一〇一六号）

一、常磐沿線の輸送力増強に関する請願（第一〇一七号）
一、公共輸送確保に関する請願（第一〇一八号）
（第一〇一九号）

一、公共輸送確保に関する請願（第一〇二〇号）
一、車検期間延長反対に関する請願（第一〇二一号）
（第一〇二二号）

一、常磐沿線の輸送力増強に関する請願（第一〇二三号）
一、公共輸送確保に関する請願（第一〇二四号）
（第一〇二五号）

四、狩野いそ外八十九名

紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

第八四七号 昭和五十七年二月十二日受理
公共輸送確保に関する請願

請願者 長崎市赤迫町二二六 村山元彦外九十名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第八五五号 昭和五十七年二月十二日受理
公共輸送確保に関する請願

請願者 長崎市大浜町一、五四九 中村利
亀外六百九十九名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第八五六号 昭和五十七年二月十二日受理
公共輸送確保に関する請願

請願者 宮城県仙台市西の平二ノ一九ノ三
七 三浦忠雄外五百五名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第八五七号 昭和五十七年二月十二日受理
公共輸送確保に関する請願

請願者 東京都東久留米市滝山五ノ一九ノ
一六 十日市盟外八百八十五名

第八六四号 昭和五十七年二月十二日受理
公共輸送確保に関する請願

請願者 東京都日野市高幡五六六 神野正
朗外四百四十名

紹介議員 山田 謙君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第八七三三号 昭和五十七年二月十二日受理
公共輸送確保に関する請願

請願者 長崎市三川町九〇四ノ六 吉岡錦
司外三十九名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第八七四号 昭和五十七年二月十二日受理
公共輸送確保に関する請願

請願者 長崎市小峰町四ノ二ノ一〇四 山口猛外四十九名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第八七五号 昭和五十七年二月十二日受理
公共輸送確保に関する請願

請願者 東京都町田市小山町一、八〇三ノ
七 中川輝夫外六百六十八名

紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第八七六号 昭和五十七年二月十二日受理
公共輸送確保に関する請願

請願者 東京都府中市住吉町二ノ三〇 赤
木一雄外二百三十二名

紹介議員 興会内 千住幸弘外千七百十三名
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第八八一号 昭和五十七年二月十二日受理
公共輸送確保に関する請願
請願者 東京都多摩市落合四ノ一ノ二ノ一

紹介議員 〇四 中川孝外二百八十八名
守君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第八八五号 昭和五十七年二月十三日受理
公共輸送確保に関する請願
請願者 東京都西多摩郡羽村町羽一、九四

紹介議員 二ノ一 梅林茂夫外二百六十五名
小柳 勇君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第八八六号 昭和五十七年二月十三日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願(二通)
請願者 千葉県柏市十倉二八七ノ五一
六 小野憲三外百九十九名

紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

第八九〇号 昭和五十七年二月十三日受理
公共輸送確保に関する請願
請願者 長崎市矢上町七四五 池園吉雄外
二十九名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第八九六号 昭和五十七年二月十三日受理
公共輸送確保に関する請願
請願者 高知市朝倉本町一ノ四ノ五〇 片
岡広義外六十九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第八九九号 昭和五十七年二月十五日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願
請願者 千葉県柏市松葉町五ノ一ノ八ノ五

紹介議員 〇一 山崎満外百九十九名
鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

第九〇二号 昭和五十七年二月十五日受理
公共輸送確保に関する請願
請願者 東京都東大和市清原一ノ一 永安

紹介議員 政春外二百九十八名
安恒 良一君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第九〇八号 昭和五十七年二月十五日受理
公共輸送確保に関する請願
請願者 徳島市川内町加賀須野四二九ノ一

紹介議員 一 佐々木幸子外六十八名
川村 清一君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第九〇九号 昭和五十七年二月十五日受理
公共輸送確保に関する請願
請願者 熊本市田崎一ノ三ノ四四 吉田幸
雄外五十名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第九一五号 昭和五十七年二月十五日受理
公共輸送確保に関する請願
請願者 東京都江東区北砂五ノ二〇ノ四ノ
五〇五 岩佐勝己外百八十五名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第九一七号 昭和五十七年二月十六日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願(二通)
請願者 千葉県柏市北柏三ノ一七ノ五 最
上昭和外百八十九名

紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

第九一九号 昭和五十七年二月十六日受理
公共輸送確保に関する請願
請願者 長崎市滑石六ノ二ノ四 力田明外
四百四十六名

紹介議員 志若 裕君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第九二八号 昭和五十七年二月十六日受理
公共輸送確保に関する請願
請願者 長崎市新戸町五二七ノ二 塩屋昌
行外二百三十七名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第九二九号 昭和五十七年二月十六日受理
公共輸送確保に関する請願
請願者 横浜市保土ヶ谷区明神台九ノ四〇
六 土井幸夫外二百四名

紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第九三二号 昭和五十七年二月十六日受理
公共輸送確保に関する請願
請願者 東京都小平市小川東町二、六二〇
ノ三 佐藤信彦外百九名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第九三九号 昭和五十七年二月十六日受理
公共輸送確保に関する請願
請願者 長崎市寄合町三ノ四四 古賀貞海
外二十九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第九六〇号 昭和五十七年二月十六日受理

身体障害者に対する運輸行政に関する請願

請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 全国脊髄
損傷者連合会本部内 伊藤喜代次

紹介議員 前島英三郎君
一、電車、バス、航空機、船舶等すべての公共交通
機関が車椅子使用の身体障害者等が利用できる
ようにするための長期整備計画を策定し、これ
を実施すること。

二、国鉄駅舎の車椅子使用者向け改造は、各都道
府県ごとに毎年必ず一駅舎以上実施すること。
三、二の改造ができない場合、国鉄は、車椅子使
用身体障害者等が国鉄を利用できる体制を整え
ること。

四、重度戦傷者と同様に車椅子使用身体障害者等
重度障害者の国鉄特別急行料金を五割引にする
こと。
五、自動車損害賠償責任保険に年金制度を導入す
ること。

六、自動車事故による被災重度障害者に支給され
る介護料の支給対象を、両下肢麻痺の脊髄損傷
者にまで拡大すること。

理由

(一)我々は、毎年、身体障害のあるなしに関係なく
すべての国民が利用できなければならないもので
あるべき公共交通機関の姿の研究とその実現を要
請してきたが、残念ながら政府によるその取組み
は実施されず今日に至った。しかし、昨年十月
三十一日より開始された国鉄障害者年国内委員会
の長期行動計画策定作業の目的は、正にその主要
テーマの「完全参加と平等」実現のための基本的
手段である移動すなわち公共交通機関の抜本的改
革を第一とするにほかならない。我々歩行不能障
害者をはじめとして一部の国民に対し公共交通機
関がその運賃支払いの機会さえも与えない現実は
ノーマルな姿であるわけがない。(二)長期整備計画
策定作業は、五年十年を要するものと思われる
が、この間、計画策定作業と並行して可能な施策
からその実施に移らなければならない。そこでま
ず各都道府県ごとに約十箇所の国鉄駅を指定して

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第九七三号 昭和五十七年二月十七日受理

公共輸送確保に関する請願

請願者 長崎市東町八七四 吉田健二外三
百三十九名

紹介議員 高杉 迪忠君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第九八〇号 昭和五十七年二月十七日受理

公共輸送確保に関する請願

請願者 東京都青葉市富岡三ノ一、〇六
六 川鍋政男外六名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第九八六号 昭和五十七年二月十七日受理

熊本鉄道管理局の存置に関する請願

請願者 熊本県飽託郡北町町九一四 幸
山繁信

紹介議員 細川 護照君

今般、行政管理局が約二年の歳月を要して実施した日本国有鉄道に対する経営改善対策を中心とする行政監察結果によると、国鉄の組織の再編整理として「鉄道管理局については、旅客及び貨物の流動状況、業務量等を勘案し、再編整理を行うこと」となっており、全国二十八箇所にある鉄道管理局のうち、小規模鉄道管理局五局を廃止するようであり、そのなかに熊本鉄道管理局も含まれている旨聞き及んでいる。国鉄の経営の健全化を図るための経営改善計画の推進は十分理解するものであるが、熊本鉄道管理局は、国鉄における中間管理機構として重要な役割を果たしているのはもちろん、熊本の運輸、経済活動にも深いつながりを持つており、県民の熱烈な誘致運動により設置されて以来、三十年の歴史を持ち地域とも密着しているところである。よって、熊本鉄道管理局については、是非とも存置するよう強く要望する。

理由

(一)本県は、九州の中心にあつて、九州における行政、教育、文化等の面での中枢機能を有し、特に、交通網においては、鉄道を中心とする公共輸送網が重要な役割を果たしているところであり、更に、今後は、地理的優位性を生かして、熊本鉄道管理局は、九州中央部における国鉄の中枢的情報処理機構として大きな期待をされているところである。(二)特に九州新幹線鹿児島ルートは、昭和五十七年度から環境アセスメント調査が実施され、建設工のための準備が進められることになつており、駅舎問題とか駅周辺開発等について、今後、熊本鉄道管理局を中心にして協議に入る必要がある。(三)本県では、昭和五十六年十月、豊肥本線に地元請願駅として武蔵塚駅の設置を図るなど鉄道の利用には特に力を入れており、今後は、豊肥本線、肥薩線の電化、更には、鉄道の高架化事業など鉄道関連施設の整備拡充を進めることにしている。四現在、本県においては、特定地方交通線として高森線と宮原線が選定されているが、このうち高森線については、熊本鉄道管理局との間で対策協議会の開催等につき協議を重ねているところであり、今後とも、本県としては、地元の事情に精通している熊本鉄道管理局と十分協議を図つて対応する必要がある。(五)鉄道新線として、熊本市と延岡市を結ぶ高千穂線の工事を早急に再開し、高森線と高千穂線との接続により九州中部横断鉄道としての完成を図る必要がある。

第九八八号 昭和五十七年二月十八日受理

常磐沿線の輸送力増強に関する請願

請願者 千葉県柏市根戸四六七ノ二六一
石川多津子外百十名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第九九九号 昭和五十七年二月十八日受理

公共輸送確保に関する請願(二通)

請願者 長野県更埴市稲荷山九四〇 柳沢

一男外三百十二名

紹介議員 稲山 篤君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第一〇〇〇号 昭和五十七年二月十八日受理

公共輸送確保に関する請願

請願者 宮城県岩沼市平等四ノ二ノ八 相
沢信明外六十一名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第一〇〇一号 昭和五十七年二月十八日受理

公共輸送確保に関する請願

請願者 東京都日野市新井八四二新井団地
七ノ二〇二 小林進外百九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第一〇〇六号 昭和五十七年二月十八日受理

公共輸送確保に関する請願(二通)

請願者 東京都国分寺市西元町三ノ一八ノ
四 小林繁夫外二百一十一名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第一〇〇七号 昭和五十七年二月十八日受理

公共輸送確保に関する請願

請願者 東京都青梅市駒木町三ノ五一〇ノ
三 井上三郎外九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第一〇〇九号 昭和五十七年二月十八日受理

常磐沿線の輸送力増強に関する請願

請願者 千葉県松戸市五香六実七二〇 津
高幸作外七千名

紹介議員 馬場 富君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

一 小林孝一外十九名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第一二九号 昭和五十七年二月二十三日受理
公共輸送確保に関する請願
請願者 石川県金沢市芳子二ノ一五ノ二
一 全国自動車交通労働組合石川
地方連合会内 宮丸一外九十名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第一一四〇号 昭和五十七年二月二十三日受理
公共輸送確保に関する請願
請願者 長崎市葉山町一五〇ノ四二 西田
繁信外六十五名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第一一四四号 昭和五十七年二月二十三日受理
車検期間延長反対に関する請願
請願者 栃木県那須郡西那須野町西原町六
ノ二〇那須車輛整備株式会社内
小出正夫
紹介議員 大島 友治君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第一一四五号 昭和五十七年二月二十三日受理
車検期間延長反対に関する請願(三通)
請願者 熊本県市東町四ノ一三 熊本県自動車
整備振興会会長 金津諒外二名
紹介議員 細川 護照君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第一一六四号 昭和五十七年二月二十三日受理
身体障害者に対する運輸行政に関する請願
請願者 宮城県仙台市幸町四ノ六ノ二 平
田健治
紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第九六〇号と同じである。

第一一八八号 昭和五十七年二月二十四日受理
車検期間延長反対に関する請願
請願者 鹿児島市谷山港二ノ四ノ一六 社
団法人鹿児島自動車整備振興会
会長 三枝真治
紹介議員 金丸 三郎君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第一一九一号 昭和五十七年二月二十五日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願(三通)
請願者 千葉県柏市宿連寺二二六ノ一一
小谷野益夫外三百十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

三月九日予備審査のため、本委員会に左の案件が
付託された。
一、旅行業法の一部を改正する法律案
旅行業法の一部を改正する法律案
旅行業法の一部を改正する法律案
旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の
一部を次のように改正する。
第一条中「実施する」を「実施し、あわせて旅行
業を営む者の業務の適正な運営を確保する」に、
「旅行業を営む者の行なう取引の公正を確保し、
もつて」を「旅行業務に関する取引の公正の維持、
に、」に資する」を「を図る」に改める。
第二条に次の二項を加える。
3 この法律で「主催旅行」とは、旅行業を営む者
が、あらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行
者が提供を受けることができる運送又は宿泊の
サービスの内容並びに旅行者が旅行業を営む者
に支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に
関する計画を作成し、これに参加する旅行者を
広告その他の方法により募集して実施する旅行

をいう。
4 この法律で「主催旅行契約」とは、主催旅行に
係る第一項第一号から第六号までに掲げる旅行
業務の取扱いに關し、旅行業を営む者が旅行者
と締結する契約をいう。
第四條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第
二號を次のように改める。
二 主たる営業所及びその他の営業所の名称及
び所在地
第四條第一項中第七號を第八號とし、第六號を
第七號とし、第五號の次に次の一號を加える。
六 一般旅行業又は国内旅行業を営もうとする
者にあつては、主催旅行を実施するものである
かどうかの別
第六條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第
一號中「取消」を「取消し」に、「二年」を「五年」に改
め、「経過していない者」の下に「(当該登録を取り
消された者が法人である場合においては、当該取
消しに係る期間の期日及び場所の公示の日前六十
日以内に当該法人の役員であつた者で、当該取消
しの日から五年を経過していないものを含む。)」
を加え、同項第二號中「三年の懲役又は禁錮」を
「禁錮」に改め、「処せられ」の下に「又はこの刑
を禁錮に改め、」を「二年」を「五年」に改
め、「終りを終わり」に、「二年」を「五年」に改
め、同項第三號中「最近二年間」を「申請前五年以
内」に改め、同項第四號中「前各号」を「前三号」に
改め、同項第八號を次のように改める。
八 一般旅行業又は国内旅行業を営もうとする
者であつて、当該事業を遂行するために必要
と認められる運輸命令で定める基準に適合す
る財産的基礎を有しないもの
第六條第一項に次の一號を加える。
九 旅行業代理店業を営もうとする者であつ
て、その代理する旅行業を営む者が二以上で
あるもの
第六條の二中「旅行業」を「一般旅行業及び国内
旅行業」に改める。
第六條の三第一項中「旅行業の」を「一般旅行業

又は国内旅行業の」に改め、同条に次の二項を加
える。
3 前条の登録の有効期間の満了の日までに更新
の登録の申請があつた場合において、その申請
について前項において準用する第五條第二項又
は第六條第二項の通知があるまでの間は、当該
申請に係る登録は、前条の登録の有効期間の満
了後も、なおその効力を有する。
4 前項の場合において、有効期間の更新の登録
がなされたときは、その登録の有効期間は、従
前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算
するものとする。
第六條の四第一項中「三十日以内」の下に「運
輸省令で定める書類を添付して」を加え、同条第
二項ただし書を次のように改める。
ただし、その届出が新たに主催旅行を実施す
る旨又は新たな営業所を設置した旨のものであ
る場合において、第八條第二項又は第二十二條
の八第三項において準用する次条第二項の規定
による届出がないときは、その登録をしないも
のとする。
第七條第二項中「旅行業者」を「一般旅行業者又
は国内旅行業者」に、「受入の記載のある供託書の写
を添付して」を「受入れの記載のある供託書の写し
を添付して」に改め、同条第三項から第五項まで
の規定中「旅行業者」を「一般旅行業者又は国内旅
行業者」に改める。
第八條第一項中「営業所を設置したとき」を「主
催旅行を実施することとし、又は新たな営業所を
設置することとしたとき」に改め、同項に後段と
して次のように加える。
主催旅行を実施する一般旅行業者又は国内旅
行業者が第十四條の二第四項の規定により自己
を代理して主催旅行契約を締結する業務を行う
ことができる営業所を新たに設置したため、そ
の営業保証金の額が第十一條第一項に規定する
額に不足することとなる場合における当該不足
額についても、同様とする。
第十一條第一項を次のように改める。

第十部 運輸委員会會議録第二号 昭和五十七年三月十一日【参議院】

一七

一般旅行者又は国内旅行者が供託すべき営業保証金の額は、次に掲げる区分ごとに、旅行業務に関する取引に係る債務の額及び弁償の状況その他旅行業務に関する取引の実情並びに旅行業務に関する取引の相手方の保護の必要性を考慮して運輸省令で定めるところにより算定した額の合計額に、第十四条の第三項の規定により供託すべき額を加算した額とする。

一 一般旅行者又は国内旅行者の別
二 主催旅行を実施するものであるかどうかの別
三 主たる営業所又はその他の営業所の別
四 前号のその他の営業所について次に掲げる営業所の別

イ その営業所
ロ 旅行業代理店業を営む者に旅行業務を取り扱わせる者にあつては、次条第一項の規定によりその営業所とみなされる営業所

第十一條第二項中「前項」の下に「又は第十四条の第三項」を加え、同条第三項中「第十一條第一項」の下に「又は第十四条の第三項」を加え、同条第四項中「第一項」の下に「又は第十四条の第三項」を加え、「こえる」を「超える」に、「取りもどす」を「取り戻す」に改める。

第十一條の二の見出し中「の営業所」を「に關する特例等」に改め、同条中「供託の下に」及び「その取戻し」を加え、「旅行業者」を「一般旅行者又は国内旅行者（以下「所属旅行業者」という。）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 旅行業代理店業者は、その所属旅行業者が第七條第二項（第八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした後でなければ、その事業を開始してはならない。

3 前項の規定にかかわらず、国内旅行者を所属旅行業者とする旅行業代理店業者は、その所属旅行業者が一般旅行業の登録を受けた場合において、第九條第二項の規定により国内旅行者を営むことができるときは、その所属旅行業者が第七條第二項の規定による届出をするまでの間、国内旅行業に係る旅行業代理店業を営むことができる。

間、国内旅行業に係る旅行業代理店業を営むことができる。

第十一條の三第一項中「第四項」を「第五項」に改め、「に關し」の下に「運輸省令で定めるところにより」を加え、「行なわせ」を「行わせ」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第四項第一号中「次に掲げる者」を「次条の規定による一般旅行業務取扱主任者試験又は国内旅行業務取扱主任者試験に合格した者」に改め、イ及びロを削り、同項第二号中「次に掲げる者」を「次条の規定による一般旅行業務取扱主任者試験に合格した者」に改め、イ及びロを削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 旅行業者は、その営業所の旅行業務取扱主任者として選任した者のすべてが第六條第一項第一号から第五号までの一に該當し、又は選任した者のすべてが欠けるに至つたときは、新たに旅行業務取扱主任者を選任するまでの間は、その営業所において旅行業務に關し旅行者と契約を締結してはならない。

第十一條の四第三項中「講習会」を「研修」に改め、同条に次の二項を加える。

4 旅行業務取扱主任者試験に關し不正の行為があつたときは、運輸大臣は、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止し、又はその合格を無効とすることができる。この場合においては、その者について、期間を定めて試験を受けさせないことができる。

5 前各項に定めるもののほか、旅行業務取扱主任者試験の試験科目、受験手続その他試験の実施に關し必要な事項及び第三項の指定に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

（料金の揭示）

第十二條 一般旅行者又は国内旅行者は、事業の開始前に、旅行者から收受する旅行業務の取扱いの料金（主催旅行に係るものを除く。）を

定め、これをその営業所において旅行者に見やすいように揭示しなければならない。これを變更するときも、同様とする。

2 前項の料金は、運輸省令で定める基準に従つて定められたものでなければならない。

3 旅行業代理店業者は、その営業所において、所属旅行業者が第一項の規定により定めた料金を旅行者に見やすいように揭示しなければならない。

第十二條の二第二項中「旅行業務に關する契約（旅行に關するサービスを提供する者のため代理して締結する契約を除く。）を、旅行者と締結する旅行業務の取扱いに關する契約」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 旅行業者は、旅行業約款（旅行業代理店業者にあつては所属旅行業者の旅行業約款、第十四條の二第一項又は第二項の規定により他の一般旅行者又は国内旅行者を代理して主催旅行契約を締結することができる者にあつては当該他の一般旅行者又は国内旅行者の旅行業約款）をその営業所において、旅行者に見やすいように揭示し、又は旅行者が閲覧することができるように備え置かなければならない。

第十二條の三を次のように改める。

（標準旅行業約款）
第十二條の三 運輸大臣が標準旅行業約款を定め、これを公表した場合（これを變更して公表した場合を含む。）において、一般旅行者又は国内旅行者は、標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定め、又は現に定めている旅行業約款を標準旅行業約款と同一のものに変更したときは、その旅行業約款については、前条第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

第十二條の四「確認したうえ」を「確認した上運輸省令で定めるところにより」に改める。
第十二條の八中「営業所において」の下に「旅行業の種別及び第十一條の三第五項各号に規定する営業所の別に応じ」を加え、「見易い」を「見やすい」に改め、同条に次の一項を加える。

2 旅行者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

第十二條の八を第十二條の九とし、同条の次に次の二条を加える。

（主催旅行の円滑な実施のための措置）
第十二條の十 一般旅行者又は国内旅行者は、主催旅行を実施する場合においては、旅行者に対する運送又は宿泊のサービスの確実な提供、旅行に關する計画の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配その他の当該主催旅行の円滑な実施を確保するため運輸省令で定める措置を講じなければならない。

（旅程管理業務を行う者）
第十二條の十一 主催旅行に参加する旅行者に同行して、前条の運輸省令で定める措置を講ずるために必要な業務（以下「旅程管理業務」という。）を行う者として旅行業者によつて選任される者のうち主任の者は、第六條第一項第一号から第五号までの一に該當しない者であつて、運輸大臣の指定する者が実施する旅程管理業務に關する研修の課程を修了し、又は運輸省令で定める資格を有し、かつ、旅行の目的地を勘案して運輸省令で定める旅程管理業務に關する実務の経験を有するものでなければならない。

2 前項の指定に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第十二條の七中「取引の条件」を「運輸省令で定める事項」に改め、同条を第十二條の八とし、第十二條の六の次に次の一条を加える。

（広告の表示事項）
第十二條の七 旅行業者は、主催旅行に参加する旅行者を募集するため広告をするときは、当該主催旅行を実施する一般旅行者又は国内旅行者の氏名又は名称、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容、旅行者が旅行業者に支払うべき対価に關する事項、第十二條の十の運輸省令で定める措置を講ずるために必要な業務を

行の同行の有無その他の運輸省令で定める事項を表示しなくてはならない。
第十三条の見出しを「禁止行為」に改め、同条中「次の各号」を「次に」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第十二条第一項又は第三項の規定により掲示した料金を超えて料金を収受する行為
第十三条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、同条に次の二項を加える。

2 旅行業者は、旅行業務に關し取引をした者に對し、その取引によつて生じた債務の履行を不當に遅延する行為をしてはならない。

3 旅行業者又はその代理人、使用人その他の従業者は、その取り扱う旅行業務に關連して次に掲げる行為を行つてはならない。

一 旅行者に對し、旅行地において施行されてゐる法令に違反する行為を行うことをあつ旋し、又はその行為を行うことに關し便宜を供与すること。

二 旅行者に對し、旅行地において施行されてゐる法令に違反するサービスの提供を受けることをあつ旋し、又はその提供を受けることに關し便宜を供与すること。

三 前二号のあつ旋又は便宜の供与を行う旨の廣告をし、又はこれに類する廣告をする。

第十四条の次に次の三条を加える。

(主権旅行を実施する旅行業者の代理)

第十四条の二 一般旅行業者又は国内旅行業者は、他の一般旅行業者又は国内旅行業者が実施する主権旅行について、当該他の一般旅行業者又は国内旅行業者を代理して主権旅行契約を締結することを内容とする契約(以下「受託契約」という。)を締結したときは、第三条の規定にかかわらず、旅行業代理店業者の登録を受けなくても、当該受託契約の相手方(以下「委託旅行業者」という。)を代理して主権旅行契約を締結することができる。

2 前項の規定により委託旅行業者と受託契約を

締結した一般旅行業者又は国内旅行業者(以下「受託旅行業者」という。)が、当該受託契約において、当該受託旅行業者を所屬旅行業者とする旅行業代理店業者のうち当該委託旅行業者を代理して主権旅行契約を締結することができるものを定めたときは、その受託契約において定められた旅行業代理店業者(以下「受託旅行業代理店業者」という。)は、当該委託旅行業者を代理して主権旅行契約を締結することができる。

3 前二項の場合において、受託旅行業者が国内旅行業者であるときは、当該受託旅行業者は、本邦内の旅行以外の旅行に係る主権旅行契約については、委託旅行業者を代理して主権旅行契約を締結することができない。その受託旅行業代理店業者についても、同様とする。

4 委託旅行業者及び受託旅行業者は、受託契約において、委託旅行業者を代理して主権旅行契約を締結することができる受託旅行業者又はその受託旅行業代理店業者の営業所(以下「受託営業所」という。)を定めておかなければならない。

5 委託旅行業者は、受託契約を締結した場合又は受託契約の変更があつた場合(受託営業所の變更に係る場合に限る。)においては、当該契約書の写しを添付して、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。当該受託契約がその効力を失つた場合においても、同様とする。

(受託営業所に係る営業保証金等)
第十四条の三 委託旅行業者は、受託営業所について、主権旅行に關する取引の実情を考慮して運輸省令で定めるところにより営業保証金を供託しなければならない。

2 受託旅行業者又はその受託旅行業代理店業者は、委託旅行業者が、受託営業所について、第八條第一項後段の規定による営業保証金の不足額の供託をすべきときは同条第二項において準用する第七條第二項の規定による届出があつた後、第八條第一項後段の規定による営業保証金の供託を要しないときは前条第五項前段の規定

による届出があつた後でなければ、その受託営業所において委託旅行業者を代理して主権旅行契約を締結する業務を開始してはならない。
(旅行業代理店業者の旅行業務等)
第十四条の四 旅行業代理店業者は、第十四条の二第二項の規定により代理して主権旅行契約を締結する場合を除き、その所屬旅行業者以外の一般旅行業者又は国内旅行業者のために第二條第一項第八号に掲げる旅行業務を取り扱つてはならない。

2 旅行業代理店業者は、旅行業務に關し取引をしうとするときは、所屬旅行業者の氏名又は名称及び旅行業代理店業者である旨を取引の相手方に明示しなければならない。

3 旅行業代理店業者は、その営業所において、所屬旅行業者を誤認させるような表示をしてはならない。

第十五条の次に次の一条を加える。
(旅行業代理店業者の登録の失効)
第十五条の二 旅行業代理店業者の登録は、次の各号の一に該當することとなつたときは、その効力を失う。

一 所屬旅行業者のために第二條第一項第八号に掲げる旅行業務を取り扱うことを内容とする契約が効力を失つたとき。

二 所屬旅行業者が第二十条の規定により旅行業の登録を抹消されたとき。

第十八条第一項中「の運輸省令で定める」を「に規定する」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 旅行業者は、前項の規定により営業保証金の供託をしたときは、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第十八条に次の一項を加える。
3 第一項に規定する場合において、法務省令、運輸省令で定める日から二十一日以内に旅行業者が前項の届出をしないときは、当該旅行業者に係る登録は、その効力を失う。

第十八条の二の次に次の一条を加える。
(業務改善命令)

第十八条の三 運輸大臣は、旅行業者の業務の運営に關し、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認めるときは、当該旅行業者に對し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

一 旅行業務取扱主任者を解任すること。

二 旅行業務の取扱の料金は主権旅行に關し旅行者から収受する対価を変更すること。

三 旅行業約款を変更すること。

四 主権旅行に係る第十二条の十の運輸省令で定める措置を確実に実施すること。

五 旅行者に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結すること。

六 前各号に掲げるもののほか、業務の運営の改善に必要な措置をとること。

第十九条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「又はこれに基づく」を「若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく」に改め、同項第二号中「第六條第一項各号」を「同項各号」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 運輸大臣は、旅行業者が登録を受けてから一年以上以内に事業を開始せず、又は引き続き一年以上事業を行つていないと認めるときは、登録を取り消すことができる。

第二十条の見出し中「まつ消」を「抹消」に改め、同条中「有効期間」の下に「(第六條の三第三項に規定する場合にあつては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。)」を加え、「又は第十八條第二項」を削り、「前條第一項」を「前條第一項若しくは第二項」に、「取消」をしたとき、又は「取消しをしたとき」に改め、「あつたとき」の下に「又は第十五條の二若しくは第十八條第三項(第二十二條の十五條第四

項又は第二十二條の二十二第二項において準用する場合を含む。）の規定により登録が効力を失つたとき」を加え、「まつ消し」を「抹消し」に改め、同条に次の一項を加える。

2 運輸大臣は、第十五條第二項又は第三項の規定による届出をすべき事実が発生したと認める場合において、これらの規定に基づく届出がないときは、当該届出がなくても旅行業の登録を抹消することができる。

第二十一條の見出し中「取りもどし」を「取戻し」に改め、同条第一項中「まつ消し」を「抹消し」に改め、旅行業者で「一般旅行業者若しくは国内旅行業者で」に「取りもどし」を取り戻すに、「旅行業者が一部の営業所を廃止した場合」を「主権旅行を実施しないこととした旨、一部の営業所につき事業の廃止があつた旨又は受託営業所の全部若しくは一部につき業務の廃止があつた旨の届出があつた場合」に、「の運輸省令で定める」を「に規定する」に、「こえる」を「超える」に改める。

第二十二條中、第十一條の三第四項の規定による認定を受けようとする者を削る。

第二十二條の三に次の二号を加える。

四 旅行業務の適切な運営を確保するための社員に対する指導

五 旅行業務に関する取引の公正の確保又は旅行業の健全な発達を図るための調査、研究及び広報

第二十二條の十第二項中「新たに」の下に「主権旅行を実施することとし、又は新たな」を加え、「代理して旅行業務を取り扱う」を「所属旅行業者とする」に改め、「同じ」の下に「若しくは受託営業所」を加え、同条第六項中「第十一條第一項」の下に「又は第十四條の三第一項」を加える。

あつた旨の届出をした」に、「取りもどし」を取り戻すに改める。

第二十二條の十五第四項中「第七條第二項及び第五項」を「第十八條第二項及び第三項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十二條の十五第三項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十二條の十五第三項」と、法務省令、運輸省令で定める日から二十一日以内」とあるのは「保証社員でなくなつた日から七日以内」と読み替へる。

第二十二條の二十二第二項中「第七條第二項及び第五項」を「第十八條第二項及び第三項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十二條の二十二第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十二條の二十二第一項」と、法務省令、運輸省令で定める日から」とあるのは「旅行業協会が第二十二條の二第一項の指定を取り消され、又は解散した日から」と読み替へる。

第二十二條の二十三第一項中「第七條第五項の規定により登録を取り消した者」を「第十八條第三項の規定により登録が効力を失つたため第二十條第一項の規定により登録を抹消された者に關する事項」に改める。

第二十三條を次のように改める。

(聴聞)

第二十三條 運輸大臣は、第六條第一項（第六條の三第二項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）、第十八條の三又は第十九條第一項若しくは第二項の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該旅行業者又はその代理人の出頭を求めて、説明及び証拠の提出の機会を与えるため、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の場合においては、運輸大臣は、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該旅行業者に通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 運輸大臣は、第一項の場合において、当該旅行業者の所在が不明であるため前項の規定による通知をすることができず、かつ同項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもその所在が判明しないとき、又は当該旅行業者若しくはその代理人が正当な理由がなくて聴聞の期日に出頭しないときは、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで第六條第一項、第十八條の三又は第十九條第一項若しくは第二項の規定による処分をすることができ、第二十三條の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第二十三條の二 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第二十五條の見出し中「旅行業者」を「旅行業者等」に改め、同条中「確保」を「維持」に改め、「旅行業者の下に」又は「旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者」を加える。

第二十六條第一項中「又は旅行業協会その他のこれらの者の組織する団体」を「第十一條の四第三項若しくは第十二條の十一第一項の指定を受けた者、旅行業協会又は第二十五條の団体に改め、同条第二項中「若しくは事務所」の下に「又は第十一條の四第三項若しくは第十二條の十一第一項の指定を受けた者」を加える。

第二十八條中「左の」を「次の」に、「二十万円を五十万円」に改め、第四號を第六號とし、同条第三號中「含む」の下に「又は第十一條の二第二項」を加え、同号を同条第五號とし、同条第二號中「規定による」を「規定に違反して」に改め、同号を同条第四號とし、同条第一號の次に次の二號を加える。

二 不正の手段により第五條（第六條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録を受けた者

項において準用する場合を含む。）の規定による登録を受けた者

三 第六條の四第一項の規定に違反して変更の届出をしない主権旅行を実施した者

第二十八條に次の三號を加える。

七 第十四條の二第五項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をして他の旅行業者に主権旅行契約を締結させた者

八 第十四條の三第二項の規定に違反してその業務を開始した者

九 第十四條の四第一項の規定に違反して所属旅行業者以外の一般旅行業者又は国内旅行業者のために第二條第一項第八號に掲げる旅行業務を取り扱った者

第二十九條中「十万円」を「三十万円」に改める。

第二十九條の二中「左の」を「次の」に、「五十万円」を「二十万円」に改め、同条第一號中「違反した者」を「違反して旅行業務取扱主任者を選任しなかつた者」に改め、同条第二號を次のように改める。

二 第十一條の三第二項の規定に違反して旅行業務に關し旅行業者と契約を締結した者

第二十九條の二中第三號を削り、第四號を第三號とし、同號の次に次の一號を加える。

四 第十二條の五の規定に違反して書面を交付しなかつた者

第二十九條の二第五號を次のように改める。

五 第十二條の八の規定に違反して広告をした者

項において準用する場合を含む。）の規定による登録を受けた者

三 第六條の四第一項の規定に違反して変更の届出をしない主権旅行を実施した者

第二十八條に次の三號を加える。

七 第十四條の二第五項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をして他の旅行業者に主権旅行契約を締結させた者

八 第十四條の三第二項の規定に違反してその業務を開始した者

九 第十四條の四第一項の規定に違反して所属旅行業者以外の一般旅行業者又は国内旅行業者のために第二條第一項第八號に掲げる旅行業務を取り扱った者

第二十九條中「十万円」を「三十万円」に改める。

第二十九條の二中「左の」を「次の」に、「五十万円」を「二十万円」に改め、同条第一號中「違反した者」を「違反して旅行業務取扱主任者を選任しなかつた者」に改め、同条第二號を次のように改める。

二 第十一條の三第二項の規定に違反して旅行業務に關し旅行業者と契約を締結した者

第二十九條の二中第三號を削り、第四號を第三號とし、同號の次に次の一號を加える。

四 第十二條の五の規定に違反して書面を交付しなかつた者

第二十九條の二第五號を次のように改める。

五 第十二條の八の規定に違反して広告をした者

五 第十二条の七の規定に違反して広告をした者

六 第十二条の九第一項の規定に違反してその営業所において掲示すべき標識以外の標識を掲示した者

七 第十二条の九第二項の規定に違反して標識を掲示した者

八 第十四条の四第二項の規定に違反して明示すべき事項を明示しないで取引をした者

第三十条第一号の次に次の二号を加える。

二 第十二条第一項又は第三項の規定に違反して料金を掲示しなかつた者

三 第十二条の二第三項の規定に違反して旅行業約款を掲示せず、又は備え置かなかつた者

第三十二条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「第十二条の八」を「第十二条の九第一項」に改め、同条を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の旅行業法(以下「旧法」という。)第三条又は第六条の三第一項の規定により登録を受けている者は、改正後の旅行業法(以下「新法」という。)第三条又は第六条の三第一項の規定により登録を受けた者とみなす。

2 前項の規定により新法の規定による登録を受けた者とみなされた者で一般旅行者又は国内旅行者であるものについては、新法第六条の二の規定の適用については、その者が旧法の規定により登録を受けた日を同条に規定する登録の日とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項又は第六条の三第一項の規定によりされてい

る申請に係る登録については、なお従前の例による。

第四条 附則第二条第一項の規定により新法の規定による登録を受けた者とみなされる一般旅行者又は国内旅行者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して三月を経過する日までの間(この法律の施行の際現に旧法第六条の三第一項の規定による登録の申請をしていない者については、同条第二項において準用する旧法第五条第二項の通知を受けたときはその日から起算して三月を経過する日までの間、旧法第六条の三第二項において準用する旧法第六条第二項の通知を受けたときはその日までの間)は、新法第六条の四第一項の規定による届出をしなくても、主催旅行を実施することができる。

2 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項の規定により一般旅行者又は国内旅行者の登録の申請をしている者が、旧法第五条第二項の規定による通知を受けた場合には、その者は、その通知を受けた日から起算して三月を経過する日までの間は、新法第六条の四第一項の規定による届出をしなくても、主催旅行を実施することができる。

3 前二項の場合においては、新法第八条及び第二十二條の十第二項の規定は、適用しない。

第五条 この法律の施行前に旧法第十一条の三第四項第一号ロ又は同項第二号ロの規定による認定を受けた者は、新法第十一条の三第五項の規定の適用については、それぞれ同項に規定する国内旅行業務取扱主任者試験に合格した者又は一般旅行業務取扱主任者試験に合格した者とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第十一条の三第一項の規定により旅行業務取扱主任者として選任されている者が、当該選任された営業所において旅行業務取扱主任者として業務を行う場合については、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行前に旧法第二十二條の七の規定により旅行業協会が実施した研修の課程のうち、新法第十二條の十一第一項の指定を受けた者が実施する旅程管理業務に関する研修の課程に相当するものとして運輸大臣が指定したものを修了した者は、同項に規定する研修の課程を修了した者とみなす。

2 施行日から起算して二年を経過する日までの間は、新法第十二條の十一第一項の規定の適用については、運輸大臣の指定する者が実施する旅程管理業務に関する研修の課程を修了し、又は運輸省令で定める資格を有し、かつ、旅行の目的地を勘案して運輸省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験を有するもの」とあるのは、「運輸省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験を有するもの」とする。

第七条 この法律の施行前に運輸大臣が旧法第十二條第二項若しくは第十二條の二第三項の規定によりした命令又は旧法第十九條第一項の規定によりした命令若しくは処分は、新法第十八條の三又は第十九條第一項の規定により運輸大臣がした命令又は処分とみなす。

第八条 附則第二条第一項の規定により新法の規定による登録を受けた者とみなされる者に関するこの法律の施行前に生じた旧法第十九條第一項各号に掲げる事由による業務の停止の命令又は登録の取消しの処分については、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定めることができる。

第六条 この法律の施行前に旧法第二十二條の七の規定により旅行業協会が実施した研修の課程のうち、新法第十二條の十一第一項の指定を受けた者が実施する旅程管理業務に関する研修の課程に相当するものとして運輸大臣が指定したものを修了した者は、同項に規定する研修の課程を修了した者とみなす。

2 施行日から起算して二年を経過する日までの間は、新法第十二條の十一第一項の規定の適用については、運輸大臣の指定する者が実施する旅程管理業務に関する研修の課程を修了し、又は運輸省令で定める資格を有し、かつ、旅行の目的地を勘案して運輸省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験を有するもの」とあるのは、「運輸省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験を有するもの」とする。

第七条 この法律の施行前に運輸大臣が旧法第十二條第二項若しくは第十二條の二第三項の規定によりした命令又は旧法第十九條第一項の規定によりした命令若しくは処分は、新法第十八條の三又は第十九條第一項の規定により運輸大臣がした命令又は処分とみなす。

第八条 附則第二条第一項の規定により新法の規定による登録を受けた者とみなされる者に関するこの法律の施行前に生じた旧法第十九條第一項各号に掲げる事由による業務の停止の命令又は登録の取消しの処分については、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定めることができる。

第十部 運輸委員会会議録第二号 昭和五十七年三月十一日【参議院】

二

昭和五十七年三月十七日印刷

昭和五十七年三月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K